

暮らしを支える税

11月11日(日)から17日(土)までは、「税を考える週間」です。
税金には、国税・県税・市税などがあり、多くの公共サービスを支えています。
例えば、防衛・警察や消防、社会保障、教育などのサービスにより、健康的で安全な生活が保障され、道路建設、上下水道、防災環境の整備といった公共事業により、快適な暮らしを営むことができます。
ここでは、市の重要な財源である市税などについて紹介します。



●市民税

毎年1月1日現在で、本市に住所を有する方に課税されます。市民税が課税される方や、国民健康保険に加入している方は、法律により所得などの申告が義務付けられています(ただし、給与所得のみで、会社などから給与支払報告書が提出される方を除きます)。
市では、提出された申告書や給与支払報告書に基づき、市民税や国民健康保険税を計算します。申告書などの提出がない場合、各種の所得控除や国民健康

保険税の軽減措置が受けられないことがあります。また、児童扶養手当の認定や保育所の保育料算定、住宅ローンの融資などに必要な所得証明書の交付も受けられなくなります。
これらの手続きのため、所得証明書の必要な方は、市民税が課税されない方でも、毎年必ず、所得の申告をする必要があります。
●障害がある方は障害者控除が受けられます。障害者手帳など、障害の程度を証明できる書類を提示してください。
*介護認定を受けている方で、

障害者手帳の交付を受けていない方は、**障害者控除対象者認定書**(該当される方は担当課より文書でお知らせします。)で控除が受けられます。
●寄附金税額控除
共同募金会・日本赤十字社・都道府県または市区町村に対する寄附金は、寄附先の領収書などを添付して申告することにより、2千円を超える部分について、一定限度まで税額控除が受けられます。
●16歳未満の扶養控除がなくなりました
平成24年度課税分から「控除

から手当てへ」の観点により、年少扶養親族(16歳未満)は扶養控除の対象外になりました。
●特定扶養控除(16歳以上19歳未満)の控除額が減少しました
平成24年度から、高校の授業料無料化に伴い、特定扶養親族(16歳以上23歳未満)のうち、16歳以上19歳未満の人にかかる控除の上乗せ部分(12万円)が廃止され、控除の額が45万円から33万円になりました。
19歳以上23歳未満の人の控除額は以前と変わらず45万円です。

たは各支所市民生活課へ届け出て下さい。
また、国民健康保険税は、届け出の日からでなく、社会保険などの資格がなくなった日や、転入日から課税されます。届け出が遅れると、同税をまとめて納めなければならなくなる場合があります。
●固定資産税
毎年1月1日現在で、土地・家屋・償却資産を所有する方が、その資産価値に応じ、資産の所在する市町村に納める税です。
●各種届け出のお願い
次のようなときは、必ず届け出または申告をしてください。
・建物を新築したときまたは取り壊したとき
・増築や一部滅失など建物の床面積が変わったとき
・災害で建物や土地に被害を受けたとき
・土地の利用状況を変更したとき



●所有者や納税代表者または納税管理人が死亡したとき
●市外の所有者が転居したとき
●未登記建物の名義を変更するとき
●償却資産申告のお知らせ
事業用の償却資産(遊休・未稼働を含む)については、毎年1回申告する義務があります。申告に必要な書類は、12月末日までに郵送しますが、届かない場合はお問い合わせください。
なお、**申告期限は平成25年1月31日(木)です。**

●市税を滞納すると...
納期限までに納付がない場合には、督促状を送付し、さらに納付がない場合は、催告書や電話などで納税の催告をします。滞納した場合には、本来納める税金のほか、督促手数料・延滞金を納めていただく必要があります。
●滞納処分
市税を滞納したままですと、納期限までに納付した方との公平を保つために、やむを得ず、財産(不動産・預貯金・給与・年金など)を差し押さえ、これを公売するなどの滞納処分を実施します。
●納期限内納付を!

市税を滞納することは、納税者にとって不利益となることはもちろん、本市にとっても、滞納整理などに経費を必要とします。納付された貴重な税金を有効に活用するためにも、納期限内での納付をお願いします。
なお、市県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税についてはコンビニエンスストアで納付することができます。
●納税は口座振替で!
●安心(納期を忘れても安心) ●安全(現金の取り扱いがなくなる) ●便利(忙しい方、ご不在がちな方に特に便利)
口座振替は金融機関の窓口で受け付けていますので、手続きの際は、納付書・預金通帳・通帳の届け出印をお持ちください。
●市税の口座振替(口座引き去り)については、**毎回必ず通帳をご確認ください。**
●納税のご相談はお気軽に
本庁2階収納課または各支所市民生活課では、各市税の納付相談を受けています。
事情により納期限内の納付が困難になった場合や、分割納付などについて知りたい場合は、窓口や電話でお気軽にご相談ください。

●窓口でのサービスなど
●証明書の発行
住基カードをお持ちの方は、本庁・支所・中央公民館に設置してある自動交付機で最新の年度およびその前年度の所得課税証明書を取得できます。
この場合の手数料は、150円になります(窓口交付の場合は200円)。
本庁・支所以外でも、中央公民館市民サービスコーナーで、次の証明書を発行しています。

●昼休み窓口業務
正午から午後1時の間も、窓口業務の一部および収納業務を行っています。
なお、収納業務は本庁2階収納課、各支所市民生活課税務グループまたは地域振興グループで対応します。
そのほか、ご質問・ご意見などがありましたら、左記までお問い合わせください。
【問合せ先】
本庁 ④(23)51111
【市民税・国民健康保険税】
税務課市民税グループ (内線2231)
【固定資産税】
税務課土地グループ (内線2241)
税務課家屋グループ (内線2251)
【軽自動車税】
税務課税制グループ (内線2221)
【税の収納関係】
収納課 (内線2421・2431)
【支所管内における税】
各支所市民生活課税務グループまたは地域振興グループ

●軽自動車税
毎年、4月1日現在の所有者または使用者に課税されます。原動機付自転車、小型特殊自動車、小型二輪、その他軽自動車などが対象になります。
●名義変更・廃車の手続きは
お早め!
軽自動車などを他人に譲ったり、使用できなくなったり、市

●市税を滞納すると...
納期限までに納付がない場合には、督促状を送付し、さらに納付がない場合は、催告書や電話などで納税の催告をします。滞納した場合には、本来納める税金のほか、督促手数料・延滞金を納めていただく必要があります。
●滞納処分
市税を滞納したままですと、納期限までに納付した方との公平を保つために、やむを得ず、財産(不動産・預貯金・給与・年金など)を差し押さえ、これを公売するなどの滞納処分を実施します。
●納期限内納付を!

●市税の口座振替(口座引き去り)については、**毎回必ず通帳をご確認ください。**
●納税のご相談はお気軽に
本庁2階収納課または各支所市民生活課では、各市税の納付相談を受けています。
事情により納期限内の納付が困難になった場合や、分割納付などについて知りたい場合は、窓口や電話でお気軽にご相談ください。

証明書の種類	手数料
所得証明書・課税証明書(市県民税)・所得課税証明書・納税証明書・土地証明書・営業証明書	200円 (住基カード利用による所得課税証明書の取得は150円)
軽自動車税納税証明書(車検用)・国民健康保険税納付証明書(申告用)	無料

*印鑑(スタンプ印は不可。以下同じ)が必要です。また、代理の方が申請するときは、

たは各支所市民生活課へ届け出て下さい。
また、国民健康保険税は、届け出の日からでなく、社会保険などの資格がなくなった日や、転入日から課税されます。届け出が遅れると、同税をまとめて納めなければならなくなる場合があります。
●固定資産税
毎年1月1日現在で、土地・家屋・償却資産を所有する方が、その資産価値に応じ、資産の所在する市町村に納める税です。
●各種届け出のお願い
次のようなときは、必ず届け出または申告をしてください。
・建物を新築したときまたは取り壊したとき
・増築や一部滅失など建物の床面積が変わったとき
・災害で建物や土地に被害を受けたとき
・土地の利用状況を変更したとき